

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和3年2月18日(木)13時00分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド対策本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他9名

5. 要旨

○原子力機構から、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について、配付資料1および資料2に基づき説明があった。また、資料3以降については、次回面談において説明することとした。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・ 実用発電用原子炉及びその付属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）の要求事項により難いとする事情について、「保安上のリスクが高い」等、抽象的な表現が散見される。原則的には要求事項に適合させるとの前提のもと、要求事項どおりに適合することが施設の現況に照らして合理的でない理由を明確にすること。
- ・ ケーブルの系統分離に係る代替策として実施する電線管の敷設については、具体的な施工方法について設計概念図等を用いて説明すること。
- ・ 消火用水供給設備については、ポンプの電源確保の考え方を説明すること。
- ・ 火災防護審査基準において、誤作動を防止するための方策として用いることとされているアナログ式の感知器について、設置しないとする理由を説明すること。
- ・ ケーブルの難燃性については、過去の燃焼試験の結果等の難燃性を示すデータを示すこと。

(資料2について)

- ・ TVFの配管分岐室における蒸気漏えい（ターミナルエンド）による溢水対策は、可搬型設備による対応や予備品との交換で対応することとしていることから、対策の有効性を説明すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：内部火災対策について

資料2：溢水対策について

資料3：定放射性廃液等を貯蔵する施設の津波防護に関する考え方

資料4：審査基準と申請書記載内容との比較

資料5：ガラス固化技術開発施設の溶融炉の更新について

資料6：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）